

消費者施策にかかる県の取組について（平成 26 年度）

解決力の向上等		消費者力の向上	
資質・能力向上	<p>◆消費生活相談員レベルアップ講座 専門的知識及び実務能力の向上を目的とした研修</p> <p>◆●各種研修会派遣（県職員） 国民生活センター実施研修等へ派遣</p> <p>●スキルアップセミナー 主として他分野の講師による研修</p> <p>●相談事例研究会 年 10 回、相談事例を持ち寄ってワークショップ</p> <p>◆●地域担当の配置、センター訪問 市町村からの支援要請に対応する職員及び相談員を4広域振興圏単位で配置。消費生活センターを訪問し、情報交換や研修を実施。</p>	県民向けイベント	<p>●消費生活セミナー 県民生活センターを会場とする一般県民向けの研修会を開催</p> <p>●消費者月間行事（消費者 110 番） 関係団体、市町村と連携して実施する消費生活に関する相談会</p> <p>●消費者力検定チャレンジ講習会 毎月第3日曜、消費生活アドバイザーの会との協働により開催</p> <p>●くらしとお金のセミナー&相談会 毎月第4日曜、日本FP協会との協働により開催</p>
チームアプローチ	<p>◆消費生活相談窓口高度化事業 毎月2回、県センにおいて無料弁護士相談</p> <p>●多重債務者解決支援事業 県内各地での弁護士無料相談（年間 114 回） 多重債務に限定せず、震災からの生活再建への相談にも対応</p> <p>◆知的障がい者等金銭管理支援事業（新規） 障がい者自立支援協議会や特別支援学校と連携し、金銭管理に係る障がい者本人の自己管理能力の向上、周囲での見守り支援の向上及び特別支援学校での指導の充実のための調査研究を行う。</p>	パーソナルコミュニケーション	<p>●出前講座へ講師派遣 県民の自主的研修会等に県から講師を派遣</p> <p>◆小中高等学校消費者教育支援事業（新規） 県教委と連携し、家庭科教員向けの意識啓発セミナー及び先進事例調査を行う。 学校現場や町村教委等を訪問し、消費者教育の現状把握や助言等を行う消費者教育推進専門員を配置する。</p> <p>●消費生活サポーター登録 各登録者を拡大し、そこを起点に口コミで注意喚起。</p>
新たなADR	<p>◆市町村等弁護士あっせん事業</p> <p>①市町村・県の相談員ではあっせんが困難な事案につき、弁護士2名を派遣</p> <p>②住民に身近な相談機関において、消費者問題の解決を支援</p>	メディア等利用	<p>●各種情報発信（ゼロ予算） パブリシティ等を利用した的確なタイミングでの情報発信（各種パブリシティ、プレスリリース、メルマガ、消費生活緊急注意報、製品リコール情報、Q&Aなどのホームページ 等）</p>
その他	<p>●経常的取組</p> <p>①事業者指導、生協指導</p> <p>②商品テスト、生活用製品等調査</p> <p>③交通事故相談（弁護士無料相談）</p>	協議組織・補助	<p>◆市町村補助 消費者行政活性化に係る経費に対する補助</p>

◆：消費者行政活性化基金活用事業

●：その他の事業、ゼロ予算事業